2-ブロモプロパンに係る「生殖機能障害」の分類について

(事務局整理)

無月経及び精子形成機能障害は、 ICD-10第14章「腎尿路生殖器系の疾患」に分類されている。 (N46~N91)

報告書(案)の別添2「告示に 規定する症状・障害の表現」では、 「尿路系の疾病等」と表記されて いるため、<u>「腎尿路生殖器系の疾</u> 病等」と改め、その中に<u>「生殖機</u> 能障害」を追加してはどうか。

(参考)

※ 障害等級認定基準の分類では、 「胸腹部臓器の障害」の中に、「泌尿器・生殖器の障害」と分類されている。

ICD-10(国際疾病分類第10回修正版) 第14章「腎尿路生殖器系の疾患」分類

37 1 年 1 日 内 的 显 工 定 品 八 。	
N46	男性不妊(症) 1 原発性無精子症 2 射精不能症 3 精子減少症 4 男性不妊症 5 無精子症
N91	無月経、過少月経及び希発月経17 無月経症1 高プロラクチン血症性無月経18 原発性希発月経2 乳汁漏出無月経症候群18 原発性希発月経3 原発性無月経19 続発性希発月経4 下垂体性無月経20 過少月経5 視床下部性無月経21 希発月経6 授乳性無月経22 遷延性月経7 心因性無月経22 遷延性月経8 神経性食欲不振症無月経3 標準性無月経10 続発性無月経11 体重減少性無月経11 体重減少性無月経12 中枢性無月経13 機能性無月経14 子宮性無月経14 子宮性無月経15 第1度無月経15 第1度無月経16 第2度無月経